厚生委員会資料

令和３年７月７日

福祉部高齢者福祉課

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による

第一号被保険者の介護保険料の減免について

１　趣旨

　令和２年４月７日閣議決定「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」および国の通知を踏まえ、令和３年度についても、感染症の影響により収入が減少したこと等によって、保険料の支払いが困難になった第一号被保険者に対して、介護保険料の減額・免除を行う。

２　概要

（１）対象者・減免額

|  |  |
| --- | --- |
| 対象者 | 減免額 |
| 1. 感染症により、世帯の主たる生計維持者（以下、生計主）が死亡または重篤な傷病を負った第一号被保険者 | 所得に関わらず全額免除 |
| 1. 感染症の影響により、生計主の事業収入等の減少が見込まれ、次のア及びイの要件を満たす第一号被保険者 2. 令和３年中の事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入のいずれかの減少額が、令和２年の当該事業収入等の額の10分の３以上である。 3. 減少見込みの事業収入等以外の収入について、令和２年の所得の合計額が400万円以下である。 | 一部減額または全額免除  ※裏面参照 |

（２）対象期間：令和３年度の介護保険料のうち、令和３年４月１日～令和４年３月３１日に納期限が設定されている保険料

（３）申請期間：６月１日～令和４年３月３１日

（４）手続方法：対象者からの申請により審査する。（郵送申請を原則とする）

（５）周知方法：広報紙、区ホームページ、保険料リーフレット（本算定通知に同封）等

３　財政負担

特別調整交付金の交付基準に基づき、国が一部負担

【減免額の計算例】

●**減免額の算定式　　Ａ　×　Ｂ／Ｃ　×　Ｄ**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| Ａ | 介護保険料額 | |
| Ｂ | 生計主の減少見込み収入にかかる令和２年の所得額 | |
| Ｃ | 生計主の令和２年の合計所得額 | |
| Ｄ | 減免割合 | |
|  | 生計主の令和２年中の合計所得が　210万円以下 | １ |
|  | 〃　　　　　　　　　　　　　210万円超 | 0.8 |
|  | 前年の合計所得金額にかかわらず、  事業等の廃止や失業の場合 | １ |

勤め先がコロナウイルスの影響で休業し、収入が減少した65歳以上の夫婦世帯の例（夫が生計主）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ●令和２年の所得 | | |  | ●令和３年の収入見込 | | |  |  |
| 夫 | 給与所得 | **給与収入** |  | **給与収入** |  |  |  |  |
| Ｂ　　２３０万円 | **３５０万円** |  | **１５０万円** |  | **生計主（夫）の給与収入が30％以上減少する見込みあり。** | | |
| 年金所得 | 年金収入 |  | 年金収入 |  |
| １４０万円 | ２５０万円 |  | ２５０万円 |  |  |  | **⇒夫婦ともに減免対象** |
| 合計所得  ※ |  |  |  |  |  |  |  |
| Ｃ　　３６０万円 | ※税制改正に対応し、給与所得と年金所得の合計から１０万円控除 | | | | | | |
|  | | | | | |  |  |  |
| 妻 | 年金所得 | 年金収入 |  | 年金収入 |  |  |  |  |
| ３０万円 | １５０万円 |  | １５０万円 |  |  |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 保険料段階 | 減免前の  保険料額  Ａ | Ｂ／Ｃ | Ｄ | **減免額**  **Ｅ** | 減免後の  保険料額  Ａ－Ｅ |
| 夫 | 第１０段階 | 120,780円 | 230万円／360万円 | 0.8 | **61,732円** | 59,048円 |
| 妻 | 第６段階 | 73,200円 | **37,413円** | 35,787円 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※減免額の１円未満は切り捨て